

建築士を守る!

2022年度版

どけん共済会の 建築士賠償責任補償プラン

建築家特約付賠償責任保険

保険期間

2022年4月1日午後4時から
2023年4月1日午後4時まで1年間
※支部を通じてお申込みください。

申込締切

2022年3月18日(金)
※中途加入も随時受け付けています。
お手続きにつきましては、支部までお問い合わせください。

この保険は事務所単位でのご加入となります。
建築士個人ではご加入いただけません。

東京土建一般労働組合

どけん共済会



充実した補償と納得の保険料

—どけん建築士賠償責任補償プランをお勧めします。—

大変厳しい建設業の状況が続いています。東京土建は、建設業で働く仲間のみなさまの仕事とくらしを応援する活動を強化しています。平成22年、東京土建は全国で3番目となる国土交通省登録講習機関、特定非営利活動法人東京土建ATEC(以下ATEC)を設立し、管理建築士講習、建築士定期講習を開始しました。平成23年には3,000名を超える建築士がATECで講習を修了し、好評をいただきました。



「耐震偽装事件」などを契機に、建築士法、建築基準法が改正され、建築士の責任が厳しく問われるようになりました。建築士法第24条の6では、「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合は…」その書類を閲覧させなければならないと規定しています。また、公共工事において建築士賠償責任保険の加入の有無を入札資格の要件とする発注機関が増えつつあります。このような中で、東京土建は建築士のみなさんの仕事の応援にATECの建築士講習につづいて、「建築士賠償責任補償プラン」を平成23年4月1日からスタートしております。充実した補償で、加入しやすい保険料、施工業務を兼業している事務所も加入できる「東京土建の建築士賠償責任保険」であり東京土建に加入する全ての建築士事務所に勧めてくれるものです。みなさまにご案内しますのでご加入を是非ご確認ください。

東京土建どけん共済会

ご加入内容

I	保険期間	2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4時までの1年間となります。 (中途加入については支部にお問い合わせください。)
II	ご加入方法	2022年3月18日(金)までに支部に保険料と一緒に加入申込書をご提出ください。 ※保険料は直近の年間売上高に基づく個別の算出となります。あらかじめ支部または取扱代理店にご確認のうえお手続きください。
III	保険適用地域	日本国内のみとなります。
IV	補償の対象となる業務	設計業務となります。 ※設計業務の詳細につきましてはP.2【補償の対象となる「設計業務」とは?】をご覧ください。
V	保険金額	P.5・6【補償プラン(保険金額と自己負担額)】に記載の各プランからご選択いただきます。
VI	ご加入いただける方	下記の『設計事務所』単位でのご加入となります。 東京土建一般労働組合の組合員の方が経営する設計事務所または組合員の方が勤務する設計事務所 ※この保険は建築士(設計士)の方個人を対象とする保険ではありませんのでご注意ください。
VII	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	設計事務所となります。 設計事務所の使用人の方は被保険者とはなりませんが、それらの方が行った行為に起因して被保険者が負担される法律上の損害賠償責任については対象となります。

不測の出費に
備えましょう!

安心して設計業務を行うために 必要な補償をセットしました!

建築士賠償責任補償プランの特長

1 建築士の設計業務のミスを補償!!

建築士の設計業務のミスに起因する賠償事案は近年増加しています。管理的なミスに伴う設計責任の負担が増加傾向にあります。

万が一、お仕事に関しての事故が発生したときは、取扱代理店、損保ジャパンが一致協力して、組合員のみなさまをサポートします。

2 使用人の行った設計業務のミスも補償するので安心!!

使用人が行った設計業務のミスに起因する損害賠償責任は、法律上、その使用者が負わなければなりません。(民法第715条)
このプランでは、使用人が行った設計業務のミスに起因して、その使用者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害も補償できるため安心です。

ご注意 建築士の資格を持たない方が行った施工者に対する指示書の作成業務、施工図の承認業務は補償の対象となりません。



3 保険料は損金・経費処理できます。

保険料は損金・経費処理できます。(2021年11月現在)

4 法適合確認ミスによる損害賠償をカバー!!

補償の対象となる「設計業務」とは?

次の①から③までの業務をいいます。

①設計図書の作成

設計図書とは、建築物の建築工事実施のために必要な図面(施工図を除きます。)および仕様書をいいます。

②建築士の資格を有する者による施工者に対する指示書の作成

指示書とは、建築物が設計図書の設計意図どおり実現するよう施工者に対して設計図書の補足を行う図書または文書をいいます。

③建築士の資格を有する者による施工図の承認

施工図とは、設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面(工作図、施工計画図など施工の方法、手段、技術、手順、安全計画などを示した図面を除きます。)をいいます。

補償の対象となる「建築物」とは?

次の①から③の物をいいます。

①建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物

土地に定着する屋根および柱もしくは壁を有する工作物をいい、付属する門もしくは塀を含みます。

②上記①の建築物に付属する工作物であって、その建築物と物理的に一体をなしている工作物

建築物を一体となって建築物の効用を全うするための建築設備で、電気、ガス、給排水設備などのことをいい、昇降機、避雷針などを含みます。

③建築物と設計契約上一体をなしている同一敷地内にある工作物で、かつ、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第1号から第4号に指定する工作物

安心・納得の補償内容

① 設計業務のミスによる損害を補償(基本補償)!!

詳細はP.7保険金をお支払いする場合【1.基本補償に関する事項】をご覧ください。

設計業務^{*1}の対象となった建築物^{*2}に損傷等^{*3}が発生した場合またはその建築物の損傷等に起因して他人の身体の障害^{*4}または財物の損壊^{*5}が発生した場合に、被保険者(加入申込書の被保険者欄に記載される設計事務所をいいます。以下同じです。))が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

- ・日本国外に存在する建築物は補償の対象にはなりません。
- ・建築物に損傷等が発生していない場合は補償の対象ではありません。(次の②および③を除きます。)

- ^{*1} P.2「補償の対象となる「設計業務」とは？」をご覧ください。(以下同じです。)
- ^{*2} P.2「補償の対象となる「建築物」とは？」をご覧ください。(以下同じです。)
- ^{*3} 滅失または損傷をいいます。(以下同じです。)
亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)
- ^{*4} 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)
- ^{*5} 有体物の滅失、損傷または汚損です。(以下同じです。)

② 建設設備機能不具合による損害を補償(建設設備機能補償)!!

詳細はP.7保険金をお支払いする場合【2.建設設備機能補償に関する事項】をご覧ください。

建築物の給排水衛生設備、電気設備、空調設備^{*6}または遮音性能^{*7}について、これらの設備が所定の技術水準に満たないために、本来の機能を著しく発揮できない状態が発生したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

- ・建築物の設備(給排水・電気・空調・遮音性)の不具合については、損傷等が発生していなくても補償の対象となります。
- ・遮音性能については、建築物が「住宅」である場合にかぎり補償の対象となります。

- ^{*6} 給排水衛生設備、電気設備、空調設備とは、国土交通大臣官房長官庁営繕部監修の「建設設備設計要領」において給排水衛生設備、電気設備(電力設備、通信・情報設備)、空調設備としてあげられた設備にかぎります。(以下同じです。)
- ^{*7} 一般社団法人日本建築学会編集の「建築物の遮音性能基準と設計指針」において遮音性能としてあげられた性能にかぎります。(以下同じです。)

③ 建築物に損傷等の発生しない身体の障害を補償!!

詳細はP.7保険金をお支払いする場合【3.建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償に関する事項】をご覧ください。

設計業務の対象となった建築物に損傷等が発生していない場合に、その設計業務の結果に起因してその設計業務の対象となった建築物の引渡し後に発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

- ・建築物の設計などのミスにより、第三者の身体に障害を与えた場合には、建築物に損傷等が発生していなくても補償の対象となります。

④ 人格権侵害を補償!!

詳細はP.7保険金をお支払いする場合【4.人格権侵害補償に関する事項】をご覧ください。

設計業務上の行為に起因して、日本国内で発生した人格権侵害^{*8}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

- ^{*8} P.7の保険金をお支払いする場合の^{*5}をご覧ください。



⑤ 法適合確認ミスによる損害賠償をカバー!!

(法適合確認業務担保追加条項)

構造設計1級建築士、設備設計1級建築士が、「法適合確認業務ミス」でその建築物に物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

保険金をお支払いする主な事故例

基本補償

- 構造計算ミスにより屋根鉄骨が下垂した結果、窓枠が変形し、サッシが開閉不能となった。
- 換気計画の配慮不足のため浴室内の湿気が脱衣所に流れ込み、脱衣所の天井材が腐食して天井が剥離した。
- 床材の選択に配慮不足のため、頻繁に出入りする戸口の床に亀裂が生じた。

建設設備機能補償

- 大量に水を使用する建物で設計図書で指定した配管の排水能力が不足し、逆流した排水があふれ出た。
- 飲食店が集積する商業施設であることに対する配慮が不足して設備設計を行ったため、換気容量不足となった。
- 交通量の多い産業道路に面した一般住宅を設計するにあたり、設計図のコンクリート圧が不足して十分な遮音性が確保できなかった。(数値測定により基準未達が判明した。)

建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償

- ベランダの手すりの近くにエアコンの室外機を設置する設計をしたが安全確保が不十分で、エアコンの室外機付近で遊んでいた子供が手すりを乗り越えてしまいベランダから転落してケガをした。
- 小学校の屋上に明り取り用の天窓を設置する設計を行ったが、安全確保が不十分で天窓付近で遊んでいた小学生が天窓の上に乗ってしまい、天窓を破って転落しケガをした。

人格権侵害補償

- 設計した建物のトイレの扉が設計ミスにより開かなくなり、住人が閉じ込められ長時間身体的拘束を受けた。

法適合確認業務補償

- 法適合確認をした建築物の鉄骨梁が損傷し、設計ミスが発覚したが、法適合確認ミスも指摘され、訴訟となった。

保険金をお支払いできない主な事故例

基本補償

- 建築主のオーダー条件を失念して設計していたため、フローリングの床板に溝がついてなく、床板を全面的に張り替えた。(床に損傷等が発生していないため)
- 設計ミスにより壁に断熱材を取り付けなかったため、窓枠が腐食して剥離した際に追加した断熱材代金。(当初から正しい設計をした場合に必要費用については被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害にはならないため)
- 壁のクロスの張り替えを行ったが、想定していた色と違っているとのクレームを受け、壁のクロスの張り直しを行った。(壁などに損傷が発生していないため)
- 断熱材の使用数に関する設計ミスにより、床下に結露が発生しカビが生えた。(汚損であるが、損傷等が発生していないため)

建設設備機能補償

- 配管設置設計の誤りで、浴室へ自然光が入りずらくなっているとのクレームを受けた。(給排水設備の機能的不具合はないため)
- 空調計算ミスにより、戸室の広さに対して設置したエアコンの数が不足していたために、戸室が冷えないというクレームがあった際の追加設置したエアコンの代金。(当初から正しい設計をした場合に必要費用については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害にはならないため)
- 音楽室(業務用)の設計ミスで、ピアノの音が外に漏れるとのクレームが発生した。(遮音性能の不具合については、建築物が住宅の場合のみ対象のため)

建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償

- 屋上看板の設置において、設計上、固定ボルトの量や強度は十分であったが、施工業者のボルトの締め忘れが原因で看板が落下し通行人がケガをした。(施工業者の施工ミスであり、設計業務のミスによるものではないため)

人格権侵害補償

- 設計事務所内で、打合せに来ていたお客さまにお茶をこぼしてしまいヤケドを負わせてしまった。(身体の障害であるが、不当な身体の拘束・名誉の侵害・プライバシーの侵害などではないため)

法適合確認業務補償

- 法適合確認ミスにより、基準値を満たさない強度不足が判明し補強工事を実施した。(建築物に物理的「滅失もしくは損傷」がおきていないため)

補償プラン(保険金額と自己負担額(免責金額))

次のAからEまでのプランの中からご選択ください。

補償内容	保険金額							
	①基本補償			②建築設備機能補償			③建築物に損傷等の発生 身体障害補償	
補償 プラン	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故
Aプラン	500万円	1,000万円	1,000万円	/	1,000万円	1,000万円	①基本補償に同じ	
Bプラン	1,000万円	2,000万円	2,000万円					
Cプラン	2,500万円	5,000万円	5,000万円					
Dプラン	5,000万円	1億円	1億円					
Eプラン	1億円	2億円	2億円					

年間保険料

保険料例

プラン	年間売上高 (消費税込み)	500万円	1,000万円	3,000万円
Aプラン		30,000円※	30,000円※	30,000円※
Bプラン		30,000円※	30,000円※	30,000円※
Cプラン		30,000円※	30,000円※	30,000円※
Dプラン		30,000円※	30,000円※	40,080円
Eプラン		30,000円※	30,000円※	50,520円

※最低保険料は、30,000円です。

実際の保険料の算出は支部または取扱代理店までお問い合わせください。

- 保険料は年間売上高(設計料および監理料・消費税込み)から算出します。(日本国内で建築された建築物の「設計料および監理料」で、協力事業所に発注した分を含みます。)
- お申込時点で**把握可能な直近**の年間売上高(消費税込み)をお知らせください。
年間売上高(消費税込み)についてはご加入時に確認資料(損益計算書など)を支部にご提出ください。

ご加入時に おける注意事項 (告知事項)

ご加入時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。加入申込人(被保険者)には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「加入申込書の記載事項」となります。保険料の算出の基礎となる年間売上高(消費税込み)の数値(保険料算出の基礎数値)については誤りがないよう特にご注意ください。また、告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

保険料の算出についてのQ&A

Q1. 年間売上高(設計料および監理料・消費税込み)を過少申告していた場合は?

A1. 保険金をお支払いする際に、保険会社から年間の年間売上高(設計料および監理料・消費税込み)の確認をさせていただきます。故意に年間売上高(設計料および監理料・消費税込み)を過少申告していた場合、加入を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

Q2. 事務所の売上(消費税込み)には設計料や監理料以外の売上もありますがこれらを含めるのか?

A2. 設計料や監理料以外の収入は除いてください。(例えば駐車場の収入やコンサルタント料など)

しない	左記①から③までを 合算して	自己負担額 (免責金額)
保険期間中	保険期間中	
	1,000万円	
	2,000万円	
	5,000万円	10万円
	1億円	
	2億円	

補償内容	保険金額			自己負担額 (免責金額)
	④人格権侵害補償			
補償 プラン	1名	1事故	保険期間中	
Aプラン	30万円	1,000万円	1,000万円	なし
Bプラン				
Cプラン				
Dプラン				
Eプラン				

ご加入の際にご注意いただきたい事項

設計業以外の業務を兼業している事務所でのご加入について

設計業以外の業務を兼業している事務所については、設計業務に関わる売上高が客観的資料で確認できない場合ご加入いただけない場合があります。専業・兼業と加入の可否については次のとおりとなります。

●専業設計事務所

(施工関係を一切行わず、専ら設計業務が売上の大半を占めている事務所)

法人・個人事業主ともにご加入いただけます。

●兼業設計事務所(施工関係以外)

・施工関係以外の業務を兼業している設計事務所で、**設計業務に関わる売上高が客観的資料で確認できる**場合

法人・個人事業主ともにご加入いただけます。

●兼業設計事務所(施工関係)

①施工関係の業務を兼業している設計事務所で、**設計業務に関わる売上高が客観的資料で確認できる**場合

この兼業設計事務所の場合は、設計業務と施工業務の間で事故原因が明確化できない場合などに備えて、「総合賠償責任補償プラン」へのご加入もご検討ください。

①法人・個人事業主ともにご加入いただけます。

②施工関係の業務を兼業している設計事務所で、**設計業務に関わる売上高が客観的資料で確認できない**場合

この兼業事務所の場合、実際の業務においても設計業務と施工業務の区分を客観的に行うことができず、本制度においては保険金のお支払いができないため、ご加入自体を不可とさせていただきます。

②法人・個人事業主ともにご加入いただけません。

ご加入についてのQ&A

Q1. 事務所登録の有無によって加入は制限されるか？

A1. 事務所単位での加入となりますので、事務所登録がない場合はご加入いただけません。

Q2. 建設会社の設計部に勤務する1級建築士個人で保険加入できるか？

A2. 事務所単位での加入となりますので、建築士の方個人ではご加入いただけません。

Q3. 1級建築士がいない設計事務所は加入できるか？

A3. ご加入いただけます。設計事務所の登録があれば、保険加入につきましては資格の内容は問いません。

保険金をお支払いする場合

1.基本補償に関する事項

被保険者またはその使用人^{*1}その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において設計業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに基づいて、その設計業務の対象となった建築物に損傷等が発生した場合において、ご加入期間(保険期間)中に建築物の損傷等が発見された場合に、次の①または②について、被保険者が法律上の賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①設計業務の対象となった建築物の損傷等
- ②①に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

^{*1} 被保険者との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払いを受ける者をいいます。(以下同じです。)

2.建築設備機能補償に関する事項

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において設計業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに基づき、ご加入期間(保険期間)中にその設計業務の対象となった建築物の給排水衛生設備、電気設備、空気調和設備または遮音性能^{*2}の機能不発揮が発生したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

^{*2} 遮音性能については、その設計業務の対象となった建築物が住宅^{*3}である場合の機能不発揮^{*4}にかぎります。

^{*3} 住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅をいいます。

^{*4} 所定の技術基準に満たないため、本来の機能を著しく発揮できない状態をいいます。

3.建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償に関する事項

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において設計業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに基づき、ご加入期間(保険期間)中にその設計業務の対象となった建築物に損傷等が発生していない場合であっても、その設計業務の結果に起因してその設計業務の対象となった建築物の引渡し後に発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

4.人格権侵害補償に関する事項

被保険者またはその使用人がご加入期間(保険期間)に行った設計業務上の行為に起因する人格権侵害^{*5}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ご注意

個人情報^{ろう}が漏えいしたことまたはそのおそれが発生したことは人格権侵害には含まれません。

^{*5} 次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害^{*6}以外のものをいいます。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による、他人の誹謗、他人の商品、製造物もしくは役務の中傷または個人のプライバシーの権利の侵害

^{*6} 被保険者の商品、製造物または役務の宣伝に関する次の①から③までのいずれかの行為に起因する障害をいいます。

- ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による、他人の誹謗、他人の商品、製造物もしくは役務の中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
- ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害
- ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

5.法適合確認ミスによる損害賠償補償に関する事項

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において次の①および②に掲げる法適合確認業務(以下「確認業務」といいます。)の遂行にあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに基づき、その確認業務の対象となった建築物に滅失または損傷(以下「事故」といいます。)が発生した場合において、その事故または事故に起因する他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ①建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2第3項に規定された構造設計一級建築士が行う構造設計に関する法適合確認作業
- ②同法第20条の3第3項に規定された設備設計に関する法適合確認業務

保険金をお支払いできない主な場合

共通事由

- (1) 故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
 - (4) 被保険者と第三者との間にあらかじめ損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (5) 被保険者が占有、使用または管理する他人の財物の損壊について負担する損害賠償責任
 - (6) 被保険者の同居の親族に対して負担する損害賠償責任
 - (7) 設計業務に従事中の被保険者の使用人の身体の障害について負担する損害賠償責任
 - (8) 直接であると間接であるとを問わず、排水または排気もしくは排煙に起因して負担する損害賠償責任
- など

基本補償、建築設備機能補償、建築物に損傷などの発生しない身体の障害補償に関する共通事由

- (1) 原子力事業者が所有、使用または管理する原子力施設の設計業務に起因する損害賠償責任
 - (2) 展示会、博覧会または興行場などの仮設建築物の設計業務に起因する損害賠償責任
 - (3) 日本国外に建築される建築物の設計業務に起因する損害賠償責任
 - (4) 建築物以外の目的物の設計業務に起因する損害賠償責任。ただし、建築物の建築工事に付帯して行われる基礎工事の設計業務に起因する損害賠償責任については、この規定を適用しません。
 - (5) 被保険者に対して建築主から提供された測量図、地質調査書などの設計業務遂行のための資料の過誤に起因する設計業務の過失によって生じた損害賠償責任
 - (6) 被保険者が、建築物の損傷等が発生することを予見することができた設計業務に起因する損害賠償責任
- など

建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償に関する固有事由

設計業務の対象となった建築物に損傷等が発生していない場合において、その設計業務の結果に起因してその設計業務の対象となった建築物の引渡し後に発生した他人の身体の障害の発生または拡大を防止するために講じたその設計業務の対象となった建築物の再建築、再施工、修理、交換その他の措置に起因する損害

など

人格権侵害補償に関する固有事由

直接であると間接であるとを問わず、下記の行為によって生じた賠償責任はお支払いできません。

- (1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
 - (2) 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた行為
 - (3) 最初の不当行為がご加入期間(保険期間)が開始する前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた行為
 - (4) 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為
 - (5) 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為
- など

法適合確認ミスによる損害賠償補償に関する固有事由

法適合確認業務(以下「確認業務」といいます。)の対象となった建築物に損傷等が発生していない場合において、その確認業務の結果に起因してその確認業務の対象となった建築物の引渡し後に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊または拡大を防止するために講じたその確認業務の対象となった建築物の再建築、再施工、修理、交換その他の措置に起因する損害

など

ご加入期間と保険金をお支払いする場合の関係

1. 基本補償、建築設備機能補償および建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償

ご加入期間中に、次の①から③までのいずれか(事故等といいます。以下同じです。)が発見され賠償請求された場合に保険金をお支払いします。

- ①建築物の損傷等
- ②建築物の給排水衛生設備、電気設備、空調設備または遮音性能の機能不発揮
- ③設計業務の対象となった建築物に損傷等が発生していない場合において、その設計業務の結果に起因してその設計業務の対象となった建築物の引渡し後に発生した他人の身体の障害

ご注意

ご加入期間中に発見された事故等がご加入期間前に遂行された設計業務に起因する場合は、次の①および②のいずれにも該当する場合にかぎり、保険金をお支払いします。*

なお、この場合には、「設計図書、指示書または施工図承認書を完成または引き渡した時の保険金額」と「事故等が発見された時の保険金額」のいずれか低い金額を限度として、保険金をお支払いします。

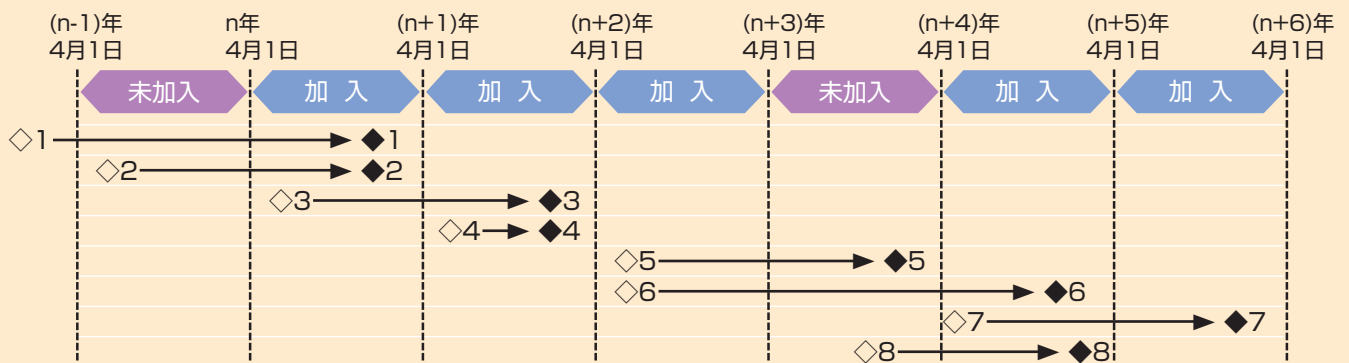
- ①被保険者が設計業務において作成する設計図書、指示書または施工図承認書を完成または引き渡した時についても建築士賠償責任補償プランに加入されていたこと
- ②事故等が発見された時まで継続して建築士賠償責任補償プランに加入されていること

*最初の保険期間の開始日前1年間(未加入期間がある場合は、再加入後の開始日以降に遂行した設計業務にかぎりますのでご注意ください。)に遂行した設計業務に起因する事故等についても、その事故等がご加入期間中に発見された場合には、保険金をお支払いします。(保険責任遡及補償特約)

保険期間とお支払いする保険金の関係図

n年4月1日に初めて本プランにご加入いただき、その後継続してご加入いただいた場合((n+3年)4月1日は未加入)

◇：設計図書、指示書または施工図承認書を完成または引き渡した時 ◆：事故等が発見され賠償請求された時



事故等	保険金支払責任の有無	保険金の支払責任が「あり」の場合に適用する保険金額
◇1	なし	
◇2	あり	「n年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」
◇3	あり	「n年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」と「(n+1)年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」のいずれか低い金額
◇4	あり	「(n+1)年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」
◇5	なし	
◇6	なし	
◇7	あり	「(n+4)年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」と「(n+5)年4月1日から加入いただいたプランの保険金額」のいずれか低い金額
◇8	なし	

2. 人格権侵害補償

ご加入期間中の行為に起因して人格権侵害が発生され賠償請求された場合に保険金をお支払いします。

1.基本補償、建築設備機能補償および建築物に損傷などの発生しない身体の障害補償

次の損害の種類ごとに、算式により算出された保険金をお支払いします。

ただし、P.5・6「補償プラン(保険金額と自己負担額)」に記載の各プランの保険金額を限度とします。

損害の種類	算式
地盤の沈下、隆起、移動、振動または軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出、流入、地下水の増減など地質、地形もしくは地盤の組織にかかわる建築物の損傷など	$\text{お支払いする保険金} = \left(\text{損害の額} - \text{自己負担額(10万円)} \right) \times 50\%$
上記以外	$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額} - \text{自己負担額(10万円)}$

2.人格権侵害補償

次の損害の種類ごとに、次の算式により算出された保険金をお支払いします。

ただし、P.6「補償プラン(保険金額と自己負担額)」に記載の各プランの人格権侵害補償の保険金額を限度とします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額}$$

* P.12「お支払いする保険金の種類と内容」の「①損害賠償金」から「⑤争訟費用」までについては、これらを合算して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

事故が発生した場合のお手続き

●ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

●必ずご相談ください。

損害賠償請求権者(被害者)からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を示談(承認)される場合には、必ず事前に損保ジャパンにご連絡ください。もし損保ジャパンの承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●事故のご連絡いただいた場合には、取扱代理店または損保ジャパンより保険金請求手続きに関してご案内します。

●事故の解決のために取扱代理店および損保ジャパンが行う手続きおよび援助について

事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパンは、被保険者と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

●保険金請求権につきましては時効(3年)がありますので、ご注意ください。

・取扱代理店(ご連絡先は、ご加入後にお届けする加入証明書に記載しています。)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉 平日／午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

お支払いする保険金の種類と内容

損害賠償金をはじめ、事故解決に必要なさまざまな費用についても、保険金をお支払いします。

損害の種類	内 容	保険金額の支払限度額	自己負担額 (免責金額) 適用有無
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に支払った損害賠償金です。損害賠償金には、判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払いにより取得するものがある場合には、その価額を控除します。	P.5-6【補償プラン(保険金額と自己負担額)】に記載の保険金額を限度とします。	あり
②損害防止費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用です。	限度額なし	なし
③緊急措置費用*	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用のうち、緊急措置のために要した費用およびあらかじめ損保ジャパンの書面による同意を得て支出した費用です。		なし
④権利保全行使費用	第三者に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。		なし
⑤争訟費用*	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額が保険金額を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパンの書面による同意が必要です。		なし
⑥協力費用*	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。	1回の事故等について および保険期間を通じて 1,000万円限度とします。	なし
⑦争訟対応費用*	被保険者が国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために、損保ジャパンの書面による同意を得て支出した次のアからウまでに掲げる費用です。ただし、社会通念上妥当な費用に限り、ます。 ア.損害賠償請求者または裁判所に提供する文書作成のために要する費用 イ.被保険者の役員もしくは使用人の超過勤務手当、交通費または宿泊費。 ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用は除きます。 ウ.建築物の損傷等の再現実験もしくは原因調査または意見書もしくは鑑定書作成のために要する費用		なし

*②から⑦までの保険金については結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。

保険金のお支払いについて

○この保険でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

①被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。

②被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。

ア.損保ジャパンから損害賠償請求権者(被害者)に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者が指図されたとき。

イ.損害賠償請求権者(被害者)が先取特権*を行使されたとき。

ウ.被保険者に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者(被害者)が承諾されたとき。

*損害賠償請求権者(被害者)は、被保険者の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

○上記②ア.またはイ.の場合において損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額が保険金額を超える場合は、損害賠償金を優先してお支払いします。

○どけん共済会の建築士賠償責任補償プランは、組合員の方が経営する設計事務所または組合員の方が勤務する設計事務所を加入申込人および被保険者とし、東京土建一般労働組合どけん共済会をご契約者とする保険契約を損保ジャパンと締結*したものです。

*土建共済会の建築士賠償責任補償プランは「建築家特約付賠償責任保険契約」を締結しています。

○詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。また、ご加入に際しては、本パンフレットならびに後記「ご注意」を必ずお読みいただき、「個人情報の取扱いについて」にご同意のうえご加入いただきますようお願いいたします。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができるとをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約 | ④保険金請求権等が担保として第 |
| ②営業または事業のためのご契約 | 三者に譲渡されたご契約 |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 | |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入申込書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料(注)は加入申込書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、業務の安定的な運用のため、加入者および被保険者保険金請求情報等を、契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- | |
|--|
| ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) |
| ②業務内容 |
| ③損保ジャパンが加入申込書以外の書面で告知を求めた事項 |
| ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容 |

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
重大事由による解除等
- (4)保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償 事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉

平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

東京土建一般労働組合 どけん共済会

〒169-0074 新宿区北新宿1-8-16

お問い合わせ・事故のときは
〔取扱代理店〕

引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**
北東京支店法人支社

〒163-0520 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル20F
TEL 03-3349-8063 受付時間 平日の9:00～17:00(土日、祝日12/31～1/3を除きます。)